

# キャッシュレス決済手数料補助金

消費者の利便性の向上や事業者の経営の効率化を目指すとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による新しい生活様式に対応するため、現金によらない決済方式を導入している市内小規模事業者に対し、補助金を交付します。

## 補助対象について

令和3年4月1日～令和3年11月30日の間で連続する3か月間分の“キャッシュレス決済※1”にかかる決済手数料(振込手数料含む)が対象となります。

※1 クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済等一般的な購買に繰り返し利用できる電子決済となります。

【その他注意事項について】

- ①登録手数料は対象となりません。
- ②複数の店舗を所有する補助対象者にあっては、個々の店舗ごとに交付申請書を行うのではなく、補助対象者として一括してこれを取りまとめ、一体的に申請ください。
- ③市内の店舗のみが対象となります。

## 補助金の額

1店舗あたり → 1か月 **1万5千円以内**を **3か月分**。(補助率10/10)

★市内の店舗のみが対象となります。

★市内に複数の店舗・事務所を有している場合は、  
1事業所あたり 1か月 5万以内を 3か月分。

★消費税・地方消費税は含めない(消費税・地方消費税は補助対象外)。

◆この補助金の交付に関する事務は、「甲賀市」より「甲賀市商工会」が受託しています◆

この補助金の詳細は、甲賀市商工会 HP に掲載しています。

申請前には、『募集要領』等を必ずご確認ください。申請書様式もホームページから取得できます。

甲賀コロナ対応支援 URL ⇒ [http://www.koka-sci.jp/shoko\\_info/kkg\\_pjt/](http://www.koka-sci.jp/shoko_info/kkg_pjt/)

## 補助対象者 詳しくは、「募集要領」でご確認ください。

支援対象は、次の①～④のすべてに該当する商工業者(※1)となります。

- ①小規模企業者であること。(※2)
- ②甲賀市内に本店を有する法人。または甲賀市内に店舗を有しかつ住民登録を有する個人事業主。
- ③市税(市民税、固定資産税及び軽自動車税)の滞納がないこと。
- ④キャッシュレス決済を継続的に使用し、市内で営業を続ける意思があること。

※1 “商工業者”とは製造、販売、サービスの提供といった経済活動を行う事業者です。なお、農業・林業に属する事業所で個人の経営に係るものは除きます。ただし、市内において事業を行う農業法人、NPO法人、医療法人、福祉法人等の法人格を有する者であって、小規模企業者に準じる者として市長が認めるものは補助対象に含めます。

※2 “小規模企業者”とは、「常時使用する従業員」の人数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人)以下の事業者となります。

ただし、次の⑤⑥に該当するときは除外するものとします。

- ⑤甲賀市暴力団排除条例(平成23年甲賀市条例第36号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(法人の場合は役員を含む。)
- ⑥ 宗教活動、政治活動及びこれらに類する事業を行う者

### 申請受付 期 間

令和3年7月1日(木)～令和3年12月28日(火) <当日消印有効>

### 申請書類 の 提 出

受付方法は、**郵送のみ**です。※持参、FAX、電子メール等による提出は受けられません。  
提出先は、下記の「甲賀市商工会 本所」まで。

### 交付申請 提出書類

- 交付申請書兼実績報告兼請求書(様式第1号)
- 誓約書(様式第2号)
- 対象経費明細書(様式第3号)
- 補助金の額の算定根拠となる資料(領収書の写し等)
- 本市に本店を有する法人又は本市に住民登録がある個人事業主であることが確認できる資料(確定申告書等の写し)
- 市税の滞納のないことが確認できる書類(納税証明書)
- 通帳の見開きの写し

#### 【注意事項】

- この補助金の詳細は、甲賀市商工会 HP に掲載しています。  
申請前には、『募集要領』等を必ずご確認ください。申請書様式もホームページから取得できます。  
★甲賀コロナ対応支援 URL ⇒ [http://www.koka-sci.jp/shoko\\_info/kkg\\_pjt/](http://www.koka-sci.jp/shoko_info/kkg_pjt/)
- 申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。  
訂正済のものを受付期間内に提出いただく必要がありますので、書類の作成や申請には十分にご注意いただくとともに、**期限に余裕をもって提出してください。**

～ 商工会は、経営支援事業を通じて事業者の明日に貢献します ～

### 【 お 問 い 合 わ せ 先 】 甲 賀 市 商 工 会

本所(水口)	甲賀市水口町水口 5577-2	☎ 0748 (62) 1676	FAX 0748 (63) 1052
土山支所	甲賀市土山町北土山 1737	☎ 0748 (66) 0354	FAX 0748 (66) 0994
甲賀支所	甲賀市甲賀町相模 173-1	☎ 0748 (88) 2370	FAX 0748 (88) 5391
甲南支所	甲賀市甲南町野田 810	☎ 0748 (86) 2016	FAX 0748 (86) 5818
信楽支所	甲賀市信楽町長野 1203	☎ 0748 (82) 0873	FAX 0748 (82) 3117
ビジネスサポートセンター	甲賀市甲南町野田 810	☎ 0748 (78) 0770	FAX 0748 (86) 5818